高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱の一部改正新旧対照表

新	[H
高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱	高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱
第1条~第2条 (略)	第1条~第2条 (略)
(保証機関) 第3条 県は、全国漁業信用基金協会高知支所(以下「基金協会」という。)がかつお 一本釣漁船建造等支援資金に保証を行う場合に、基金協会に対して保証料補給を行う ものとする。	(保証機関) 第3条 県は、 <u>高知県漁業信用基金協会</u> (以下「基金協会」という。)がかつお一本釣 漁船建造等支援資金に保証を行う場合に、基金協会に対して保証料補給を行うものと する。
(対象者) 第4条 この要綱により保証料補給の対象となる漁業者(以下「対象漁業者」という。) は、県内に居住し、又は事業所を設置し、かつお一本釣漁業を開始する者又は営む者であって、次の要件を全て満たすものとする。 (1) 県内の漁業協同組合に所属する組合員であること。 (2) 貸付対象漁船の従事者として、1名以上の県内漁業者を雇用していること。 (3) 貸付対象漁船が本県に船籍を有すること。 (4) 県税の滞納がないこと。	(対象者) 第4条 この要綱により保証料補給の対象となる漁業者(以下「対象漁業者」という。) は、本県に船籍を有する漁船によりかつお一本釣漁業を開始又は営む者のうち県税を 滞納していない者とする。
第 5 条~第 15 条 (略)	第 5 条~第 15 条 (略)
(延滞金) 第 16 条 基金協会は、保証料補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しな かったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき <u>年</u> 10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。 2 (略)	(延滞金) 第16条 基金協会は、保証料補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき <u>年14.5パーセント</u> の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。 2 (略)
第 17 条~第 18 条 (略)	第 17 条~第 18 条 (略)
(附則) (略) <u>(附則)</u> この要綱は、平成31年4月1日から施行する。	(附則) (略)
別記 第1号様式(第7条関係)	別記第1号様式(第7条関係)

高知県かつお一釣漁船建造等支援資金保証料補給依頼書

年 月 日

御中 高知県知事

[以下略]

第2号様式(第7条関係)

年度高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

> 住 所 保証機関名

印 代表者職名

漁船建造等支援資金保証料補給要綱第7条第3項の規定により、保証料補給を受けたい | 漁船建造等支援資金保証料補給要綱第7条第3項の規定により、保証料補給を受けたい ので、申請します。

[以下略]

第3号様式(第8条関係)

高知県指令 高水政

様

年度高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給承認書

年 月 日付けで申請がありました高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金 保証料補給承認申請は、別表のとおり承認します。

年 月 日

高知県知事

(別表)

年度高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給承認書

全国漁業信用基金協会高知支所 様

高知県かつお一釣漁船建造等支援資金保証料補給依頼書

平成 年 月 日

御中 高知県知事 「以下略〕

第2号様式(第7条関係)

平成 年度高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給承認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 様

> 住 所 保証機関名 代表者職名

囙

年度高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金の貸付けについて、高知県一本釣

 平成 年度高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金の貸付けについて、高知県一本釣 ので、申請します。

[以下略]

第3号様式(第8条関係)

高知県指令 高水政 号

様

平成 年度高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給承認書

平成 年 月 日付けで申請がありました高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金 保証料補給承認申請は、別表のとおり承認します。

平成 年 月 日

高知県知事

(別表)

平成 年度高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給承認書

高知県漁業信用基金協会 様

「以下略〕

[以下略]

第4条様式(第9条関係)

年度高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証実行報告書

年 月 日

[以下略]

第5号様式(第10条関係)

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給繰上償還報告書

年 月 日

印

高知県知事

住 所 保証機関名 代表者職名

年 月 日付け 第 号により保証料補給承認がありましたことについ ては、貸付金の(全部・一部)が繰上償還となりましたので、高知県かつお一本釣漁船 ては、貸付金の(全部・一部)が繰上償還となりましたので、高知県かつお一本釣漁船 建造等支援資金保証料補給要綱第10条の規定により報告します。

[以下略]

第6号様式(第12条関係)

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給金請求書

年 月 日

高知県知事 様

> 住 所 保証機関名 代表者氏名 印

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱第12条第1項の規定及び保 証料補給契約書第6条の規定により、 年度 半期分の利子補給金 円を請求します。

[以下略]

第4条様式(第9条関係)

平成 年度高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証実行報告書

平成 年 月 日

[以下略]

第5号様式(第10条関係)

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給繰上償還報告書

平成 年 月 日

高知県知事

住 所 保証機関名 代表者職名

囙

平成 年 月 日付け 第 号により保証料補給承認がありましたことについ 建造等支援資金保証料補給要綱第10条の規定により報告します。

「以下略〕

第6号様式(第12条関係)

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給金請求書

年 月 日

囙

高知県知事

住 所 保証機関名 代表者氏名

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱第12条第1項の規定及び保 証料補給契約書第6条の規定により、平成 年度 半期分の利子補給金 円を請求します。

[以下略]

3

第7号様式(第12条関係)	第7号様式(第12条関係)
年度 半期	<u>平成</u> 年度 半期
<u>高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給金計算書</u>	<u>高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給金計算書</u>
[以下略]	[以下略]